

新たな地域自治制度が始まります【Part2】

前号に続き、4月から始まる新たな地域自治制度について、お知らせします。



Ⅱ まちづくり実働組織について

●地域づくりに自主的に取り組む任意の組織です。

「まちづくり実働組織」とは、地域固有の課題の解決や地域の特色を生かした実践活動に自主的に取り組む任意組織の総称です。イメージ図のように、自治会や商工関係団体など、地域内の多くの各種団体や住民等により構成されます。

自治会
商工関係団体
農業関係団体
福祉関係団体
教育関係団体
地域の各種団体
NPO等個人

地域内の各種団体等が任意に参画

まちづくり実働組織
(名称・団体構成は様々)

【主な役割】

- ▶地域内で活動する各種団体間の相互理解及び情報の共有化を図ります。
- ▶必要に応じて、人材や物品を団体間で互いに融通しあいます。
- ▶地域の問題点や課題、改善点を自ら解決するための計画（地域づくり事業計画）を立案します。
- ▶計画に基づき事業を実施します。（地域の美化活動、空き家・空き店舗の活用、世代間の交流事業 など）

●市長の認定を受けることができます。

一定の要件（地域内の複数の団体・住民で構成されていること。地域課題の解決等に自主的に取り組むこと。民主的に運営されることなど。）を満たすまちづくり実働組織は、市長の認定を受けることができます。市長は、地域会議の意見を聴いて認定の可否を決定します。

●認定を受けたまちづくり実働組織への補助制度を設けます。

- ▶まちづくり実働組織立ち上げ準備時
 - ・認定まちづくり実働組織を立ち上げるための経費の一部を補助します。
- ▶まちづくり実働組織設立・認定後
 - ・地域づくり事業計画を策定するための経費の一部を補助します。
 - ・地域づくり事業計画に基づく事業を実施するための経費の一部を補助します。
 - ・運営経費の一部を補助します。



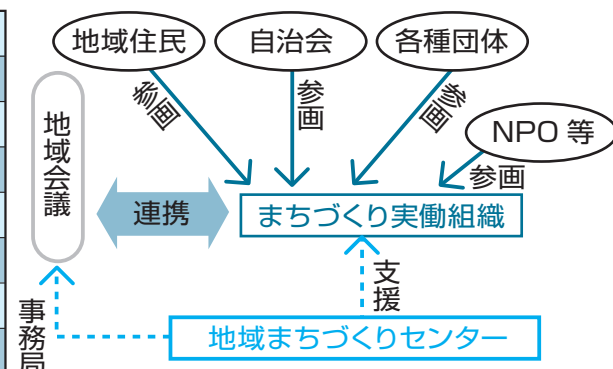
Ⅲ 地域まちづくりセンターについて

●皆さんの身近で地域づくりをサポートする市の組織です。

【主な役割】

- ▶地域会議の事務局を担当します。
- ▶まちづくり実働組織の設立と運営を支援します。

栃木中央地域まちづくりセンター
栃木東部地域まちづくりセンター
栃木西部地域まちづくりセンター
大平地域まちづくりセンター
藤岡地域まちづくりセンター
都賀地域まちづくりセンター
西方地域まちづくりセンター
岩舟地域まちづくりセンター



Ⅳ 地域予算提案制度について

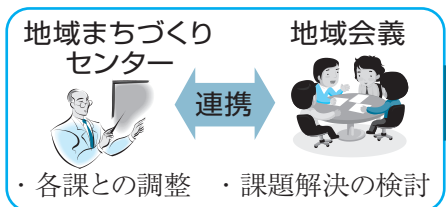
●多様な地域課題を効率的に解決するため、地域にお住まいの方が一定の枠内で予算の使い道を考えるしくみです

【地域予算提案制度の流れ】

- ①地域会議が、地域課題解決のための事業計画を作成し、市長へ提案します。
- ②市長は、地域会議から提出された事業計画を予算案に反映し、議会へ提案します。
- ③議決後、翌年度に市が事業を実施します。

【対象とならない事業】

- ・市に決定権限のない事業
- ・大規模な施設整備
- ・給付等の上乗せ
- ・市が廃止を決定した事業の復活 など



◆問合せ先 本 地域まちづくり課 ☎(21) 2331



日直の見直しについて



栃木市マスコットキャラクター
とち介

各総合支所における閉庁日（土曜、日曜、祝祭日）の日直については、市民サービスの一つとして、合併後も継続してきましたが、各総合支所での日直事務処理件数が減少していることから、4月1日（水）より、**総合支所の日直を廃止することとしました。**

なお、市役所本庁舎（万町）における日直は今まで通り継続し、休日の各種のお届出やお問合せ等については、本庁の日直が対応します。休日にお困りの際は、下記の本庁日直までお電話下さい。ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

本庁日直窓口

場所：市役所本庁舎1階南西角警備室内

連絡先：☎(22) 3 5 3 5

※閉庁日に総合支所にかけた電話は、本庁日直に転送されます。

日直業務に関する問合せ先（平日）

- | | |
|------------|---------------|
| 本 管 財 課 | ☎(21) 2 6 0 5 |
| 大 地域まちづくり課 | ☎(43) 9 2 0 5 |
| 藤 地域まちづくり課 | ☎(62) 0 9 0 0 |
| 都 地域まちづくり課 | ☎(29) 1 1 0 0 |
| 西 地域まちづくり課 | ☎(92) 0 3 0 0 |
| 岩 地域まちづくり課 | ☎(55) 7 7 5 1 |



市役所本庁舎で土曜日窓口を臨時開設します

進学や転勤等の異動の多い時期の土曜日に窓口を開設します。ぜひご利用ください。

◇開設日 3月14日、21日、28日、4月4日、11日、18日の各土曜日

◇開設時間 8時30分～17時

◇開設場所 本庁舎2階（万町）

◇開設窓口 市民生活窓口・保険医療窓口・税務窓口

★通常業務とは異なり、取扱いしていない業務もありますのでご注意ください。各種取扱業務や手続きについては各担当課に問い合わせください。

土曜日窓口の主な取扱業務	担当課
・住民票の写し、戸籍謄本等の交付 ・印鑑登録申請、証明書の交付 ・住民異動届、戸籍届の受付 など	本 市民生活課 ☎(21) 2126
・国民健康保険資格の取得、喪失 ・高額療養費支給申請の受付 ・国民年金保険料免除、学生納付特例申請の受付 ・医療費助成申請の受付 ・後期高齢者医療関係届出の受付 など	本 保険医療課 ☎(21) 2131
・市税等の納付受付 ・各種税証明の交付（所得証明、課税証明など）	本 市民税課☎(21) 2261 本 資産税課☎(21) 2271 本 収 税 課☎(21) 2281

◆問合せ先 本 総務課☎(21) 2342

◆問合せ先
本 情報推進課☎(21) 2 5 6 1



スマートフォン用 携帯電話用

https://www.task-asp.net/c

u/eg/ykm092037.task

○携帯電話用

https://www.task-asp.net/c

u/eg/ykm092037.task

○スマートフォン用

https://www.task-asp.net/c

u/eg/ykm092037.task

りです。

スマートフォン、携帯電話

用のアドレスは左記のと

りです。

スマートフォン

ページ右側にある『公共施

設予約・案内システム』か

らアクセスしてください。

スマートフォン、携帯電話

用のアドレスは左記のと

りです。

スマートフォン

ページ右側にある『公共施

設予約・案内システム』か

らアクセスしてください。

スマートフォン、携帯電話

用のアドレスは左記のと

りです。

スマートフォン

ページ右側にある『公共施

設予約・案内システム』か

らアクセスしてください。

スマートフォン、携帯電話

用のアドレスは左記のと

りです。

スマートフォン

ページ右側にある『公共施

設予約・案内システム』か

らアクセスしてください。

スマートフォン、携帯電話

用のアドレスは左記のと

りです。

公共施設の空き状況確認・
予約がインターネット上で
できるようになります